



平成24年 9月 7日 発表

担 当	三 重 労 働 局 監督課長 田 村 裕 之 労働基準監督官 中 島 亮 TEL (059) 226-2106
--------	--

## 三重労働局管内における監督指導に伴う労働災害防止違反は44.4%！

～ 平成23年台風12号災害復旧工事現場に対する集中監督の実施結果 ～

先の3局合同発表資料（三重労働局、奈良労働局、和歌山労働局）において8月に実施した「平成23年台風12号災害復旧工事一斉監督」に加えて、三重労働局（局長 藤井礼一）では、熊野労働基準監督署（署長 渡邊文孝）及び松阪労働基準監督署（署長 鍋島猪一郎）と共に、平成24年度に入ってから台風12号災害復旧工事現場に対して行った監督指導実施結果を取りまとめました。

4月からの監督指導現場数は累計72現場で、このうち法違反として是正勧告を32現場（44.4%）に、労働災害発生の急迫した危険のある7事業場（9.7%）に立入禁止等の行政処分を即時に行いました。

法違反の内容は、ドラグショベルの無資格運転などの建設機械に関する違反が24件で最も多く、以下、墜落・転落防止に関する違反が16件、元請事業者の安全措置等に関する違反が11件となっています。

災害復旧工事は山側斜面等における施工困難場所の作業など労働災害を招くおそれがあることに加え、台風や降雨を原因とした地盤の緩みによる崩壊等や、河川沿岸でも同様に水位の急上昇や漂流物による接触などに係る危険等、作業箇所そのものに重大な災害を招く要因が潜んでおり、死亡災害等の重篤な災害にも繋がりがねません。

今後も台風及びこれに伴う大雨の到来に予断を許さない状況に鑑みて、三重労働局では、墜落転落災害、土砂崩壊災害、建設機械等による労働災害防止のため、管内の労働基準監督署とともに災害復旧工事現場に対する積極的な監督指導を引き続き実施するとともに、安全パトロール等において本件一斉監督結果を活用するなどして、施工業者等に対し安全措置の確保や台風シーズンにおける作業上の注意を広く呼びかけることにしています。

各報道機関におかれましては、本件集中監督の実施結果に御理解をいただくとともに、引き続き三重県における労働災害発生の防止を呼びかけていただきますようお願いする次第です。

〔一斉監督実施状況の概要〕

三重労働局管内の熊野労働基準監督署・松阪労働基準監督署による監督実施結果は次のとおりです。

(件)		合 計	松 阪 署	熊 野 署
一 斉 監 督 現 場 数		7 2	3 2	4 0
違 反 現 場 数		3 2	1 2	2 0
違 反 率		4 4 . 4 %	3 7 . 5 %	5 0 . 0 %
使用停止命令等件数		7	0	7
違 反 事 項				
元 請 業 者 等 の 責 務		1 1	5	6
計 画 の 届 出 等		0	0	0
地 山 の 掘 削 作 業 主 任 者		0	0	0
墜 落 防 止	足	作業床、手すり等の 設 置	0	0
	場	作 業 、 構 造 等	0	0
	そ の	作業床、囲い、手す り 等 の 設 置	9	8
	他	そ の 他 の 対 策 等	7	5
建 設 機 械 等	就 業 制 限	4	2	2
	定 期 自 主 検 査	7	4	3
	作 業 方 法 等	1 3	4	9
そ の 他	電 気 に よ る 危 険 防 止	1	0	1
	そ の 他	9	1	8

\* 1つの現場で複数の違反を指摘する場合があるため、違反件数と監督現場数は一致しない。